

○ 農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第三十五条第二項第二号、第十二号及び第三十号の規定に基づき、組合等の子会社が営むことのできる業務から除かれる業務等を定める件（平成十年十一月三十日
金融監督庁
大蔵省
農林水産省
告示第十四号）

改正案	現行
（リース業務の範囲等） 第二条 命令第三十五条第二項第十二号の農林水産大臣及び金融庁長官の定める基準は、各事業年度において、同号に規定するリース物品等を使用させる業務（次項及び次条第六号において「リース業務」という。）及び次条第六号に掲げる業務による収入の額の合計額に占める命令第三十五条第二項第十二号イからハまでの要件をすべて満たす契約に基づいて行われる業務による収入の額の割合が百分の五十を下回らないこととする。 2 前項の規定にかかわらず、リース業務を営む会社がリース業務を営む他の会社を子会社（法第十一条の二第二項に規定する子会社をいう。以下この項において同じ。）としている場合における、リース会社集団（リース業務を営む会社及びその子会社であるリース業務を営む会社をいう。以下この条において同じ。）に属するそれぞれの会社に係る命令第三十五条第二項第十二号に規定する農林水産大臣及び金融庁長官が定める基準は、次に掲げる要件のすべてを満たすこととする。 一 各事業年度において、リース会社集団のリース業務及び次条第	（リース業務の範囲等） 第二条 命令第三十五条第二項第十二号の農林水産大臣及び金融庁長官の定める基準は、各事業年度において、同号に規定するリース物品等を使用させる業務（次項において「リース業務」という。）による収入の額の合計額に占める同号イからハまでの要件をすべて満たす契約に基づいて行われる業務による収入の額の割合が百分の五十を下回らないこととする。 2 リース業務を営む会社が他のリース業務を営む会社を子会社として有する場合には、前項の収入の額には、当該子会社の収入の額を含むものとする。

六号に掲げる業務による収入の額の合計額に占める当該リース会社集団の命令第三十五条第二項第十二号イからハまでの要件をすべて満たす契約に基づいて行われる業務による収入の額の合計額の割合が百分の五十を下回らないこと。

二 各事業年度において、リース会社集団に属するそれぞれの会社における次条第六号に掲げる業務による収入の額が当該会社におけるリース業務による収入の額を上回らないこと。

(信用事業に付随し又は関連する業務に準ずる業務)

第三条 命令第三十五条第二項第三十号の農林水産大臣及び金融庁長官の定める業務は、次に掲げる業務とする。

一五 (略)

六 リース業務に係る機械類その他の物品若しくは物件と同種の機械類その他の物品若しくは物件(中古のものに限る。)の売買又は当該機械類その他の物品若しくは物件の保守、点検その他の管理を行う業務(リース業務を営む場合に限る。)

七 (略)

(信用事業に付随し又は関連する業務に準ずる業務)

第三条 命令第三十五条第二項第三十号の農林水産大臣及び金融庁長官の定める業務は、次に掲げる業務とする。

一五 (略)

(新設)

六 (略)